

大通達甲（警務）第 1 号
平成 12 年 4 月 1 日

簿 冊 名	例 規
保 存 期 間	常 用

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警 務 部 長

「大分県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令」の制定について（依命通達）
このたび、警察職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）が平成 12 年 1 月 25 日に施行されたことに伴い、県警察においても、「大分県警察職員の服務に関する訓令」（昭和 45 年大分県警察本部訓令第 3 号。以下「前訓令」という。）を全部改正し、「大分県警察職員の職務倫理及び服務に関する訓令」（平成 12 年大分県警察本部訓令甲第 3 号。以下「訓令」という。）として施行することとしましたので、大分県警察職員（以下「職員」という。）一人一人が訓令の趣旨を理解し、高い倫理観を身に付けるとともに、服務の適正を期し、県民の警察に対する信頼の確立に努めてください。

記

1 改正の趣旨

このたびの全部改正は、前訓令が制定以来 30 年を経過し現状とそぐわない規定があること及び新たな規則制定に伴い大幅な見直しを行ったもので、規則の内容を訓令においても規定することにより、職員一人一人に職務倫理の基本及び服務の基準を徹底するとともに、幹部の部下職員に対する的確な指導監督を期して、新たに幹部の責任を規定したほか、前訓令における職員の遵守事項等を整理統合の上、職員の義務として規定したものである。

2 運用上の留意事項

(1) 定義

訓令でいう「服務」とは、職員がその勤務に服するに当たって守らなければならない義務であり、「職務倫理」とは、職員がその職務に関連して保持しなければならない道義上の規範である。

(2) 職務倫理の基本（第 3 条関係）

第 3 条は、職員が保持すべき職務倫理について規定したもので、全国の警察職員の統一すべき事項であることから、規則のとおり「国家」及び「国民」という表現としたものである。

第 1 項は、個人の権利と自由を保護し公共の安全と秩序を維持するという警察の任務が、国民から負託されたものであることから、職員は一般国民に比して高い職務倫理を保持しなければならないことを規定したものである。

第2項は、これまで大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号。以下「処務訓令」という。）で定めていた「警察職員の信条」を廃止し、新たに職員が保持すべき「職務倫理の基本」として定めたものである。

ア 第1号関係

警察の責務を果たすことに対する誇りと使命感、国家及び主権者たる国民に対する奉仕の精神は、職員の職務倫理の根幹をなすものであり、これを第一に掲げたものである。

イ 第2号関係

人権を尊重し、公平中正な態度を堅持することは、職員の服務態度の基本であるとともに、日常の勤務においても、相手に対する思いやりの心を持って、親切、丁寧な応接に努めるべきことを示したものである。

ウ 第3号関係

警察が強じんな組織力をもって、国民の信頼と期待にこたえていくためには、職員が厳正な規律の下に、相互の連帯感を高め、一体となって職務にまい進すべきことを示したものである。

エ 第4号関係

職員が、職業人としてのみならず、社会人として、また、人間として自己を磨き高めていくことは、適正な職務執行の基盤をなすものであり、常に自己の充実、発展に努めるべきことを示したものである。

オ 第5号関係

職員の私生活は、日々の職務を遂行する上での基盤をなすものであるところから、己を厳しく律し、明るく健全な生活を営むことが肝要であることを示したものである。

(3) 服務の基準（第4条から第8条関係）

第4条から第8条までは、服務の基準について規定したものであるが、警察の職務の特殊性から他の公務員に比して特に職員が遵守することが求められ、かつ、基準となるものを、特に規定したものである。

ア 服務の根本基準（第4条関係）

職員は、他の公務員同様、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行しなければならないことを規定したものである。

イ 法令等の厳守（第5条関係）

職員が厳守しなければならない「上司の職務上の命令」とは、発令者が職務上の上司であること、受命者の職務に関するものであること、その内容が法規に抵触しないことの要件を具備している必要があり、違法であることが明らかな命令に従ってはならないことは言うまでもないことである。

ウ 信用失墜行為の禁止（第6条関係）

警察がその任務を遂行するためには、県民の信頼と協力が不可欠であるが、信用失墜行為は県民の信頼を損ない、警察の任務の遂行を著しく阻害することから、職員は

厳に信用失墜行為を戒めなければならないことを規定したものである。また、「信用失墜行為」とは、職務に関連する非行に限らず、勤務時間外の飲酒運転、不相応な借財、不純な異性関係など、個人的な行為であっても職員として身分を有するが故に職務に支障を及ぼし警察の信用を損なうこととなる行為を含むものである。

エ 個人に関する情報の保護（第7条関係）

職員は、職務上個人に関する情報を取り扱うことが多く、これを知る機会が多いことから、職務上知り得た個人に関する情報（秘密に当たるものに限らない。）を正当な理由なく漏らしてはならないことを規定したものである。

なお、本条においては、個人に関する情報について規定しているが、個人に関する情報以外の職務上知り得た秘密については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条第1項に規定されているとおりである。

オ 職務の公正の保持（第8条関係）

「職務に利害関係を有する者」とは、当該職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）並びに当該職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）をいう。

(4) 幹部の責務（第9条・第10条関係）

不祥事案の中には、平素から幹部による指導監督が的確になされていれば防ぎ得る事案が多いことから、各級幹部の指導監督及び監督責任について、特に規定したものである。

ア 指導監督上の心得

指導監督に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (ア) 常に知識技能の研さんに努め、品位を重んじ、幹部としての資質の向上に努めること。
- (イ) 幹部相互間の融和協調を図るとともに、上司の補佐に欠けることのないように留意すること。
- (ウ) 部下職員に対し、誠意をもって接すること。
- (エ) 部下職員に対し、それぞれの職務に関し誇りを持たせるとともに、建設的な意見は進んで取り上げるように努めること。
- (オ) 部下職員に対し、常に公平中正を旨とするとともに、信賞必罰を明らかにし、私情によってその処置を誤ることのないようにすること。
- (カ) 部下職員の性質、能力及び職務の執行状況を掌握し、各人に適応した指導監督を行うこと。

イ 指導監督事項

指導監督は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (ア) 規律、勤務及び執行務の状況

- (イ) 備品及び給貸与品、又は保管金品の取扱い及び保管状況
- (ロ) 文書簿冊の整理及び保存状況
- (ハ) 服装及び礼式
- (ニ) 職務に必要な知識、技能の修得状況
- (ホ) 上司、同僚及び部下との関係
- (ヘ) 素行、交際関係その他の私生活及び健康状況
- (ト) 対外機関との連絡協調及び市民応援の状況
- (ケ) その他必要と認める事項

ウ 善行、非行等の報告

幹部は、部下職員に表彰すべき功労又は善行があると認められるとき又は職務上の義務違反若しくは怠慢非行があると認めるときは、必要な調査を行い、その順を経て所属長に報告しなければならない。また、その職員が自己の直接の部下でないときは、その者の直属幹部に連絡しなければならない。

エ 個別指導

所属長は、職員のうち、特に指導すべき者があると認めるときは、その者に対し自ら個別に指導を行い、又は適当な幹部にこれを行わせなければならない。

(5) 迅速な報告等（第13条関係）

第13条の「別に定めのある場合」とは、警察職員提案規程（平成7年大分県警察本部訓令第4号）による直接提案制度や大分県警察の緊急配備に関する訓令（昭和63年大分県警察本部訓令第1号）による飛び越え報告等をいう。

報告等に当たっては故意に上司の判断を誤らせるような虚偽の報告等をしてはならない。

(6) 適切な市民応接（第14条関係）

市民応接は、親切かつ誠実に行い、性別、職業、地位、服装等によって異なった取扱いをしてはならない。

(7) 服装心得（第16条関係）

職員は、服装について次のことを守らなければならない。

ア 制服その他の給貸与品は、常に正規のものを用い、違式又は故意に変形、変色させたものを用いないこと。

イ 制服を着用したときは、ボタンを外すなど不体裁なことをしないこと。

ウ 制服を着用したときは、傘、つえ等を使用するなど見苦しい行為はしないこと。

エ 制服を着用して公共の車両、船舶等に乗る場合は、他人を立たせて腰を掛けないこと。

オ 制服を着用したときは、職務上必要ある場合のほか、みだりに商店等に立ち寄りしないこと。

カ 職務の内外を問わず私服を着用するときは、華美な服装をしないこと。

(8) 各種願届の申請等（第17条・第19条・第20条・第22条関係）

警察本部長に対する非営利目的団体等従事許可願及び寄付募集許可願並びに所属長に対する所見公表等許可願、部外受験届及び部外通学承認願の申請は、処務訓令第32条に定めるところによるものとする。

(9) その他の遵守事項

職員は、訓令で定める義務のほか、次の事項を守らなければならない。

ア 常に、創意工夫をこらし、積極的に意見具申を行い、業務の改善に努めること。

イ 庁舎内外の整頓、美化に努め、明るい職場環境を作り出すよう努めること。

ウ 身上について問題が生じたときは、生活相談などを活用して速やかにその解決を図ること。

(警務課企画係)